

多文化共生社会の実現のための 日本語学習支援の基本的な考え方

～外国人の地域参画と協働を推進するために～

令和6年3月

港 区

目次

序章	はじめに	1
1	策定の背景と目的	1
2	「多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方」の位置づけ	2
3	港区の現状と課題	2
(1)	外国人の現状	2
(2)	日本語学習支援の現状	2
①	日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業	2
②	地域で育む日本語学習支援プロジェクト	2
(3)	日本語学習支援の課題	3
①	基礎日本語を学ぶ機会の提供	3
②	日本語学習支援ボランティアの確保と育成	4
③	日本語学習支援体制の整備	4
第1章	効果的な日本語学習支援の推進に向けて	5
1	「生活者としての外国人」を地域で支え、地域も成長する	5
2	推進体制と関係者の役割	5
(1)	区の役割	5
(2)	日本語学習支援ボランティアの役割	6
(3)	地域の役割	6
(4)	生活者としての外国人の役割	6
第2章	日本語学習支援の取組	7
1	日本語学習支援の取り組み	7
(1)	基礎日本語を学ぶ機会の提供	7
①	基礎日本語教室の実施	7
②	日本語学習教材の開発	7
(2)	日本語で会話する機会の提供	7
①	日本語サロンの実施	7
②	外国人と日本人とのマッチングによる交流活動	7
③	グループによる交流活動	7
(3)	日本語学習支援ボランティアの育成	7
①	日本語学習支援ボランティア養成講座の実施	7

② 実践講座の実施	8
(4) 日本語教育コーディネーターの配置	8
(5) 日本語学習支援拠点の整備	8
(6) 外国人の受け入れ環境の整備	8
① 「やさしい日本語」の普及・啓発	8
② 外国人の日本語学習支援を行う関係者等との連携強化	8
第3章 参考資料	10
1 策定経過	11
2 策定時の検討組織	12
3 日本語教育の推進に関する法律	13
4 日本語学習をきっかけとした地域参画	20
5 港区の国際化施策～港区国際化推進プラン【概要版】より～	21

序章 はじめに

I 策定の背景と目的

令和6（2024）年3月1日現在、港区には区内総人口の8%にあたる21,658人、130以上の国籍を持つ外国人が住んでいます。在留資格別には、経営管理、高度専門職などの仕事に従事する人や家族滞在の人の割合が全国・東京都と比べると高くなっています。

区では、平成22（2010）年に、港区に住み、働き、学び、訪れる外国人が日本人とともに考え方行動し、支え合いながら、安心して暮らしていく『港区ならではの国際性豊かな地域社会の構築』を目標に、「港区国際化推進プラン」（以下「プラン」といいます。）を初めて策定しました。以後、プランは、区の最上位計画である「港区基本計画」の策定・改定に併せて、概ね3年ごとに見直し、策定・改定を行っています。

昨今、国は、令和4（2022）年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョン（「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」、「個人の尊重と人権を尊重した社会」）を示しました。また、その実現のために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示しています。東京都は、長期計画『『未来の東京』戦略』の推進プロジェクトの一つに「国際都市戦略プロジェクト（戦略20）」が位置付けられていることを踏まえ、令和4（2022）年6月に「国際都市戦略プロジェクト」推進方針を策定しました。同プロジェクトでは、国際展開力を高めるための取組の全体像に「外国人が快適に暮らし働く環境整備」と「グローバル化に対応した人材の育成と教育の充実」等を掲げており、世界で活躍する人を育てるとともに、多様な人々が暮らしやすい都市形成を目指しています。

区では、このような国や都の動きに先駆け、生活者として暮らす外国人が、地域社会の一員として心豊かに安全・安心に暮らし、地域へ参画していくために、平成27（2015）年度から『生活者としての外国人の日本語学習支援』の取組を開始しました。令和6（2024）年3月に改定した新たなプランにおいても、「国際都市・港区」として、国籍の異なる人々が互いに文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」の実現をめざす姿として掲げています。

「多文化共生社会」の実現には、外国人の日本語習得や日本文化・習慣への理解と日本人の異文化に対する理解が必要です。外国人の日本語学習を支援し、外国人を地域の一員として地域へ導くのは、地域で暮らす日本人です。

区は、「多文化共生社会」の実現へ向けた取組をより具体的・効果的に推進することを目的に、「多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」といいます。）を策定しました。

2 「多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方」の位置づけ

「基本的な考え方」では、プランの施策「日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進」を着実に推進するために、生活者としての外国人の日本語学習のステップや外国人の学びや交流等を支援するボランティアを始めとする関係者等の役割を明記しました。

今後は、「基本的な考え方」に基づき、区ならではの日本語学習支援体制を構築します。

なお、「基本的な考え方」は、プランの見直し・改定に併せ検討を行い、必要に応じて変更を行います。

3 港区の現状と課題

(1) 外国人の現状

令和6（2024）年3月1日現在、区に暮らす外国人数は21,658人、区内総人口に占める割合は8%と東京都内では5番目に高く、その国籍数は134か国となっています。

また、国籍別外国人の割合は、中国が最も高く21.6%を占め、次いで韓国が17.4%、米国が14.0%となっており、都内の他自治体に比べ、米国、英国及びフランスといった欧米の国々の割合が高く、非常に多くの国籍の外国人が在住していること、「家族滞在」という在留資格が多いことが、港区の特徴です。

「家族滞在」の方は、社会との接点が少なく、日本語を理解している人の割合が低いと言われていますが、令和4（2023）年度港区国際化に関する実態調査（以下「実態調査」といいます。）においても、「家族滞在」の在留資格の方は、日本語があまり話せない、読めない人という人の割合が高いという結果が出ました。

令和5（2023）年度に、地域で育む日本語学習支援プロジェクト参加者を対象に実施した追跡調査では、事業参加後、自分の日本語が上達したと感じる外国人が96%、日本語を話すことが増えたと答えた外国人が84%となり、事業参加前は、家の近くの住人と全く話をしない外国人が21%でしたが、参加後は16%となるなど、日本語を身に着けたことにより、地域住人とのかかわりが増えたことが分かりました。

(2) 日本語学習支援の現状

① 日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業

平成30（2018）年度から、多文化共生や地域社会の共通言語となる「やさしい日本語」の考え方や使い方などを学ぶ研修や、日本語で日本人との交流を望む外国人と外国人との交流を望む日本人が交流する活動、「日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業」（以下「交流促進事業」といいます。）を開始しました。

② 地域で育む日本語学習支援プロジェクト

平成31（2019）年度からは、外国人の地域参画をさらに推進するために、外国人

の日本語学習支援に携わるボランティアや関係者等、地域で活動する様々な人々がそれぞれの立場や役割で外国人の日本語学習を支援する「地域で育む日本語学習支援プロジェクト」（以下「支援プロジェクト」といいます。）を開始しました。

支援プロジェクトでは、生活者としての外国人の日本語学習をサポートする専門人材「日本語教育コーディネーター」を配置し、日本語学習支援ボランティアの養成や区内にある地域日本語教室等の関係者と連携を図り、区ならではの日本語学習支援体制の基盤整備を進めています。

（3）日本語学習支援の課題

令和4（2023）年度に外国人を対象に実施した実態調査では、日本語を学習した経験のある人が97.6%（前回78.4%）、「やさしい日本語」を使った日本人との交流や「やさしい日本語」での情報提供を望む人が61.4%（前回55.6%）と、多くの在住外国人が『日本語』へ興味・関心を持っていることが分かります。

一方で、日本語の聞き取りがあまりできない、全くできない人が31.3（前回31.9%）、日本語があまり話せない、全く話せない人が36.4%（前回36.8%）、日本語が全く読めない、あまり読めない人が39.4%（前回39.3%）、日本語を全く書けない人、あまり書けない人が49.3%（前回46.9%）いることも分かりました。また、「やさしい日本語」での交流や情報提供を希望する人は、在住年数が10年未満になると6～7割以上の外国人が希望する状況となっています。

外国人と地域の日本人が交流する際に最も大きな壁となるのは、“言葉”です。

一般的に日本語の習得は、ひらがな、カナ、漢字と文字の種類が多く、字体が複雑であることから他言語に比べて難しいと言われています。区では、これまで多文化共生社会の実現をめざし『外国人の地域参画と協働』に取り組んできましたが、実態調査でもコミュニティ等に参加している外国人は、14.9%（前回19.2%）と、外国人が気軽に地域に参画している状況とは言えません。

令和元（2019）年6月に制定された「日本語教育の推進に関する法律」では、地域の状況に応じた日本語教育推進施策の策定と実施が地方公共団体の責務とされました。

区は、令和6（2024）年3月に改定したプランに基づき、「日本語学習や文化をきっかけとした外国人の地域参画の推進」に取り組む中で、区ならではの課題を的確に捉え、生活者としての外国人の日本語学習支援に多角的に取り組んでいきます。

① 基礎日本語を学ぶ機会の提供

言葉や文化背景が異なる多様な人々が、地域社会の一員として心豊かに安全・安心に暮らし、地域活動に参画していくためには、日本語の習得や日本文化・慣習への理解が必要です。日本語能力初級者は、言葉の壁があるが故に地域との係わりが少なく、地域で生活するために必要となる生活ルールや情報等が届かないことがあります。

このことから、日本語能力初級者には、日本語教師の資格をもつ専門家による文字や文法の学習支援と生活するために必要な日本語の習得、生活ルールなど慣習への理解促進を図る支援を行いながら、「やさしい日本語」での会話を通じて地域の日本人

と交流する機会を提供することが必要です。

② 日本語学習支援ボランティアの確保と育成

区内には、ボランティアが運営する地域日本語教室が複数あります。

地域日本語教室は、地域で暮らす外国人に身近な学習の場として大変重要な役割を果たしていますが、教室運営を行うボランティアが不足していることや、生活者として暮らす外国人が最も多い麻布地区に教室がないなど課題があります。

外国人の地域参画を促進するためには、地域日本語教室や日本語サロン、その他の日本語学習支援を担うボランティアを確保し、育成していくことが必要です。

③ 日本語学習支援体制の整備

地域で暮らす外国人の背景は様々であり、日本語学習を行う目的やレベルも一様ではありません。区内には、様々な形で外国人の日本語学習支援に携わる人々がいます。

日本語学習を希望する外国人が、学習目的や習熟度に応じて段階的に日本語学習が行えるように、日本語学習支援を行うボランティアやNPO、事業主や区民等がそれぞれの立場や役割に応じて活動できるように支援するとともに連携を図りながら、日本語学習支援を重層的かつ多角的に推進する必要があります。

第Ⅰ章 効果的な日本語学習支援の推進に向けて

令和元（2019）年6月に施行した「日本語教育の推進に関する法律」では、地方公共団体にその地域の状況に応じた施策の策定と実施する責務があることや、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることとしています。

区では、平成31（2019）年度から外国人に対する日本語学習を支援する「地域で育む日本語学習支援プロジェクト」に取り組んでいますが、この取組を加速化し、プランをより具体的、実務的に推進するために『「多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方』（以下「基本的な考え方」といいます。）をまとめました。

区は、基本的な考え方に基づき、国が、「国内における日本語教育が外国人の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資する」と掲げるよう、外国人が日本人とともに地域社会の役割を担い、参画し協働することで、「多文化共生社会」の実現をめざします。

I 「生活者としての外国人」を地域で支え、地域も成長する

区では、日本語の学習を行う「生活者としての外国人」に対して、基礎的な日本語を学ぶ機会や日本語で交流する機会を継続的に提供し、自分達も地域社会を支える地域の一員であるという意識を醸成します。

また、「生活者としての外国人」を受け入れる地域コミュニティに対しては、「やさしい日本語」の有益性や活用方法などを普及・啓発するとともに、外国人とのコミュニケーションの取り方等を伝えることにより、国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、交流し、地域社会の一員としてともに考え、支え合う多文化共生社会を実現します。

2 推進体制と関係者の役割

令和6（2024）年3月1日現在、区内には31種類の在留資格を有する外国人がいます。区内で生活する外国人の背景は、多様化かつ複雑化し、日本語の学習を希望する外国人が必要とする日本語レベルも一様ではありません。

区は、日本語の学習を希望する外国人が、自らの学習目的や習熟度に応じて段階的に日本語学習ができるように、区や地域で活動するボランティア、日本語学習支援を行うNPOや事業主等と連携しながら、区ならではの日本語学習支援を推進します。

（1）区の役割

日本語初級者の外国人が、日本の文化や習慣、生活する上で必要な日本語やごみの出し方など地域特有の生活ルール等を学べるように、区独自の教材を開発し、それを活用した基礎日本語教室を実施するとともに、基礎日本語を習得した外国人が、自らが生活する地域で、地域の一員として活躍できるように、日本人に対して、「やさしい日本語」

や多文化共生に対する知識の普及・啓発を推進します。

区は、地域に日本語学習支援ボランティアを育成するとともに、区内で活動する地域日本語教室や外国人の日本語学習に携わる関係機関等と連携を図り、地域一丸となって外国人の日本語学習を支援します。

(2) 日本語学習支援ボランティアの役割

日本語学習支援ボランティアは、「やさしい日本語」や多文化共生に関する知識を習得し、外国人と日本の文化や習慣、日常生活のルール等を話題とした会話や交流、地域の日本語教室での活動等を通じて、外国人の日本語学習の支援を行います。

(3) 地域の役割

地域に暮らす日本人は、「やさしい日本語」や多文化共生に対する知識を習得し、外国人や異文化に対する理解を深め、外国人が日本人とともに地域社会の一員として活動し地域参画できる交流の機会を提供します。

(4) 生活者としての外国人の役割

地域に暮らす外国人は、生活に必要となる基礎的な日本語や生活ルール等を習得し、日本文化に対する理解を深め、日本人とともに地域社会の一員として活動し交流するよう努めます。

第2章 日本語学習支援の取組

I 日本語学習支援の取組

(1) 基礎日本語を学ぶ機会の提供

① 基礎日本語教室の実施

日本語を始めて学習する外国人を支援するために、日本語教師の資格をもつ専門家が教える基礎日本語教室を実施します。基礎日本語教室では、文字や文法といった一般的な言語学習だけでなく、日本文化や習慣、地域特有のごみの出し方など日常生活に必要な生活ルールの習得支援も行い、外国人の安全・安心・快適な生活と地域への繋がりを支援します。

② 日本語学習教材の活用・改善

日本文化や習慣、地域特有のごみの出し方など日常生活に必要な生活ルールを学びながら言語学習ができる港区独自の教材を作成します。本教材は、区が運営する基礎日本語教室で活用するとともに、区ホームページ等で公開し、地域でボランティアが運営する日本語教室や外国人の日本語学習を支援する関係者等へ紹介し、外国人の地域への繋がりを支援します。

(2) 日本語で会話する機会の提供

① 日本語サロンの実施

日本語の基礎的な言語や知識を身につけた外国人が、「やさしい日本語」を使って、自国の文化や習慣などを楽しく会話しながら、日本語を学び交流する日本語サロンを実施します。日本語サロンは、日本語を学習する外国人や日本語で交流したい外国人が日本語学習支援ボランティアと交流する地域の居場所であるため、今後、外国人ニーズと地域の状況に応じて、実施回数等の拡充を行っていきます。

② 外国人と日本人とのマッチングによる交流活動

日本語で日本人と交流したい外国人と、外国人と日本語で交流したい日本語学習支援ボランティアを会話パートナーとしてマッチングさせ、「やさしい日本語」で自国の文化や習慣などを話し、交流することで、外国人の日本語学習を支援します。

③ グループによる交流活動

国籍の異なる複数の人々と日本語学習支援ボランティアが、「やさしい日本語」で会話し交流することで、外国人の日本語学習を支援します。

(3) 日本語学習支援ボランティアの育成

① 日本語学習支援ボランティア養成講座の実施

日本語サロンや地域日本語教室、地域での交流活動等を通じて、外国人の日本語学習の支援を行う日本語学習支援ボランティアを育成します。日本語学習支援ボランテ

イアには、地域社会の共通言語となる「やさしい日本語」や多文化共生社会への理解と外国人とコミュニケーションを取るスキル等が必要なことから、区が実施する活動への参加要件として「日本語学習支援ボランティア養成講座」の受講を必須とします。

② 実践講座の実施

日本語学習支援ボランティアが、継続的に外国人の日本語学習支援や「やさしい日本語」を使った交流活動等に取り組めるように、活動で直面する様々な課題への対応方法等を学ぶ実践講座を実施し、日本語学習支援ボランティアとしてのスキルアップを支援します。

(4) 日本語教育コーディネーターの配置

区ならではの日本語学習支援体制を推進するために、日本語教師及び日本語学習の指導経験を有する日本語教育コーディネーターを配置します。日本語教育コーディネーターは、基礎日本語教室や日本語サロン、日本語学習支援ボランティア養成講座や実践講座等の企画・運営を行うとともに、日本語を学習する外国人一人ひとりの学習目的や習熟度に応じたきめ細かな支援を行います。

(5) 日本語学習支援拠点の整備

日本語を学習する外国人がいつでも気軽に日本語と日本文化等が学べるように、日本語学習支援ボランティアや NPO 等と連携して、外国人の学習目的や習熟度に応じた日本語学習に関する情報を発信するとともに、日本語サロンや地域日本語教室、地域の交流イベントを紹介するなど、外国人の日本語学習を総合的に支援する拠点を整備します。

(6) 外国人の受け入れ環境の整備

① 「やさしい日本語」の普及・啓発

外国人と交流する機会の多いコミュニティや地域で活動する日本人等に対して、地域社会の共通言語となる「やさしい日本語」の使い方や多文化共生に対する知識の普及・啓発を推進し、日本語学習を始めた外国人が、地域の日本人と良好なコミュニケーションや交流が図れるように、各総合支所と協力・連携しながら地域の受け入れ環境を整備します。

② 外国人の日本語学習支援を行う関係者等との連携強化

外国人の日本語教育や生活支援を行う団体、地域で外国人の日本語学習支援に携わる関係者、区内の小中学校にある日本語学級等とネットワークを構築し、区ならではの日本語学習支援体制を推進します。

【取組のイメージ図】

【外国人への日本語学習支援の取組】



1 基礎日本語学習機会の提供

- (1) 基礎日本語教室の実施
- (2) 日本語学習教材の
活用・改善

2 日本語で会話する機会の提供

- (1) 日本語サロンの実施
- (2) マッチングによる交流
- (3) グループによる交流

3 日本語学習支援ボランティアの育成

- (1) 日本語学習支援
ボランティアの育成
- (2) 実践講座の実施

その他日本語学習を
支援するために必要な取組

(4) 日本語教育
コーディネーター
の配置

(5) 日本語学習支援
拠点の整備

(6) 外国人の受入れ環境の
整備

① 「やさしい日本語」の
普及・啓発

② 各関係機関との連携強化

第3章 参考資料

- 1 策定経過**
- 2 策定時の検討組織**
- 3 日本語教育の推進に関する法律**
- 4 日本語学習をきっかけとした地域参画**
- 5 港区の国際化施策～港区国際化推進プラン【概要版】より～**

I 策定経過

年 月	内 容
令和元年6月28日	「日本語教育の推進に関する法律」施行
令和2年4月～	多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方（素案）作成
令和2年6月23日	「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を閣議決定
令和2年10月9日	多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方（素案）検討
令和2年10月～	多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方（素案）修正
令和3年8月2日	多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方（案）検討
令和3年8月～	多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方（案）修正
令和3年10月26日	多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方決定
令和6年3月	多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方 改定

2 策定時の検討組織

港区国際力強化推進委員会（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

役 職	所 属	氏 名
委員長	産業・地域振興支援部長	森 信二
委 員	芝地区総合支所区民課長	井上 茂
委 員	麻布地区総合支所協働推進課長	瀧澤 真一
委 員	赤坂地区総合支所協働推進課長	中島 由美子
委 員	産業・地域振興支援部地域振興課長	櫻庭 靖之
委 員	産業・地域振興支援部観光政策担当課長	相川 留美子
委 員	企画経営部区長室長	横尾 恵理子
委 員	防災危機管理室防災課長	鈴木 健
委 員	教育委員会事務局教育推進部教育長室長	村山 正一
委 員	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長	瀧島 啓司
委 員	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長	篠崎 玲子

港区国際力強化推進委員会（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

役 職	所 属	氏 名
委員長	産業・地域振興支援部長	山本 瞳美
委 員	芝地区総合支所区民課長	井上 茂
委 員	麻布地区総合支所協働推進課長	瀧澤 真一
委 員	赤坂地区総合支所協働推進課長	中島 由美子
委 員	産業・地域振興支援部地域振興課長	太田 貴二
委 員	産業・地域振興支援部観光政策担当課長	佐藤 真理
委 員	企画経営部区長室長	横尾 恵理子
委 員	防災危機管理室防災課長	鈴木 健
委 員	教育委員会事務局教育推進部教育長室長	佐藤 博史
委 員	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長	瀧島 啓司
委 員	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長	篠崎 玲子

3 日本語教育の推進に関する法律

日本語教育の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本方針等（第十条・第十一條）

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充（第十二条—第十七条）

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充（第十八条・第十九条）

第三節 日本語教育の水準の維持向上等（第二十条—第二十三条）

第四節 日本語教育に関する調査研究等（第二十四条・第二十五条）

第五節 地方公共団体の施策（第二十六条）

第四章 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- 3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- 4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- 5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
- 6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- 7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

（連携の強化）

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める

ものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により隨時公表しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

(外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育)

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(外国人留学生等に対する日本語教育)

第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。）であって日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等（大学及び大学院に在学する者を除く。）であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人等である被用者等に対する日本語教育)

第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等（次項に規定する技能実習生を除く。）に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。）に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供ができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等（出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。）が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(難民に対する日本語教育)

第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基

礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における日本語教育)

第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室（専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用する事が困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

(海外における外国人等に対する日本語教育)

第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材（インターネットを通じて提供することができるものを含む。）の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育)

第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 日本語教育の水準の維持向上等

(日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上)

第二十条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育課程の編成に係る指針の策定等）

第二十二条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語能力の評価）

第二十三条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 日本語教育に関する調査研究等

（日本語教育に関する調査研究等）

第二十四条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態（海外におけるものを含む。）、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に関する情報の提供等）

第二十五条 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章 日本語教育推進会議等

(日本語教育推進会議)

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聞くものとする。

(地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等)

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

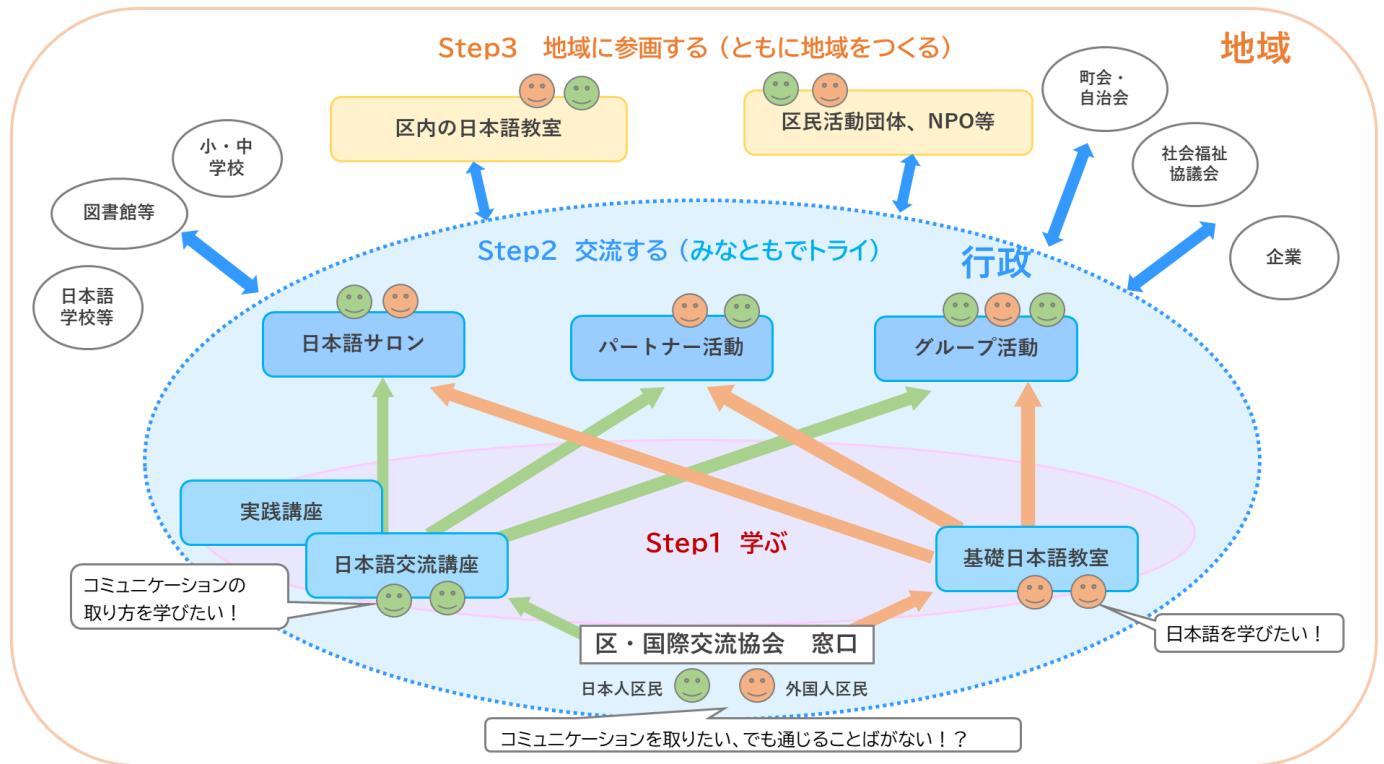
(検討)

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

4 日本語学習をきっかけとした地域参画

【イメージ図】



Step1 学ぶ・・・基礎日本語学習機会の提供、「やさしい日本語」の習得

(外国人) ・・・ 基礎日本語学習機会の提供

ことばやコミュニケーションを学びます。

(日本人) ・・・ 「やさしい日本語」の習得

多文化共生とコミュニケーションの取り方を学びます。

(日本語学習支援ボランティア養成講座、実践講座)

Step2 交流する・・・「やさしい日本語」で対話する機会の提供

Step3 地域に参画する

5 港区の国際化施策～港区国際化推進プラン【概要版】より～

みなとく げんじょう 港区の現状

●港区在住外国人の状況

<令和5(2023)年10月1日現在>

(人)

港区在住外国人数
外人戸籍人口
港区戸籍人口
港区総人口
港区総人口に占める
外人戸籍人口割合(右側)

●国籍別外国人数の状況 <令和5(2023)年1月1日現在>

国籍(みなとく)	25歳	45歳	60歳	80歳	100歳
中国人	24.8%	17.2%	14.0%	4.9%	4.9%
東南アジア	39.6%	14.7%	3.4%	5.8%	3.4%

□中国(ちゅうごく)
□フィリピン
□フランス
□インド
□カナダ
□その他

●世界地域別大使館数の状況 <令和5(2023)年12月現在>

地域(じいき)	東洋圏(とうようかん)	西洋圏(せいようかん)	欧州圏(おしゆかん)	米国圏(べいこくかん)	オーストラリア	
大使館(たいしかん)	14	45	14	8	0	81
領事館(りょうしがん)	11.7%	55.1%	17.1%	9.9%	0.0%	100.0%

かだい しさく 課題と施策

課題1 外国人の安全・安心で快適な生活環境づくりの推進

施策1 外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信

主な拡充内容 港区国際防災ボランティアの研修内容のさらなる充実
転入時における生活に必要な情報のデジタル化
外国人相談事業

課題2 日本人と外国人がともに歩む国際意識の醸成

施策2 日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進

主な拡充内容 区民の国際意識の向上
地域で育む日本語学習支援プロジェクト

課題3 多様な主体との連携強化

施策3 多様な主体との連携による国際力の強化

主な拡充内容 多様な主体との連携の推進
外国都市との国際交流の実施

このマークは視覚に障害のある人などが使う音声コード(Uni-Voice)です

SDGs の取組

(参考) SDGsと本計画の関わりについて

目標3：すべての人に健康と福祉を
目標4：質の高い教育をみんなに
目標10：人や国の不平等をなくそう
目標16：平和と公正をすべての人に
目標17：パートナーシップで目標を達成しよう



すがた めざす姿

たよる ふんか ひと きょうせい かつりよく みりょく
多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる
せいじゅく こくさいどし みなどく
成熟した「国際都市・港区」

しきそく たいけい 施策の体系

しきそく 施策	しきそく ほうしき 施策の方針	おも じざく 主な事業
がいこくじん あんぜん あんしん 外国人の安全・安心の ひろげよう ひろげんご 拡充に向けた多言語に じょうほうほっしん による情報発信	(1) 「やさしい日本語」や多言語で生活に 必要な情報を発信 (2) デジタル技術の活用の推進 (3) 外国人相談事業の充実	「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化 SNSを活用した情報提供 外国人相談事業の充実
じ ほん ご ほくしゃく ふる かこりゅう 日本語学習や文化交流 をきっかけとした がいこくじん かわい せんめい 外国人の地域参画の すすめん 推進	(1) 日本語学習を支援する仕組みの整備 (2) 区民の国際意識の向上 (3) 文化理解を通じた国際交流の推進	基礎日本語教室の設置・運営 「やさしい日本語」による外国人と 日本人の交流促進 国際性豊かな催し物の実施
たよる じょだい ひらひら 多様な主体との連携による こくさいりょく ひょうか 国際力の強化	(1) 大使館等との連携による国際交流 (2) 教育関係機関との連携の推進 (3) 港区国際交流協会との連携の推進	大使館等との国際交流事業 多様な主体との関係構築及び連携の 推進 地域で育む日本語学習支援プロジェクト



Minato Blossom Festa



港区国際化推進アドバイザー会議



刊行物発行番号 2023324-3215

多文化共生社会の実現のための日本語学習支援の基本的な考え方
～外国人の地域参画と協働を推進するために～

令和6年3月発行
編集・発行 港区産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当